

標題

消防員装具関連装置に関する追加要件の適用について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1095
発行日 2016年12月26日

各位

2012年11月に開催されたIMOの第91回海上安全委員会(MSC91)において、決議MSC.338(91)及びMSC.339(91)が採択されたことに伴い、SOLAS条約II-2章第10規則、第15規則及び火災安全設備のための国際コード(FSSコード)第3章に追加された消防員装具関連装置に関する要件について、2014年6月24日付発行のClassNKテクニカル・インフォメーションNo.TEC-0990において既にお知らせしております。今般、2016年11月に開催されたIMOの第97回海上安全委員会(MSC97)において、消防員用呼吸具の訓練用予備シリンダの数量の解釈に関するMSCサーキュラーが新たに承認されましたので、追加要件の適用につきまして、この情報を含めて以下の通りお知らせ致します。

なお、本テクニカル・インフォメーションは、ClassNKテクニカル・インフォメーションNo.TEC-0990の内容を引き継いだものであるため、TEC-0990については絶版と致します。

1. 訓練に使用される消防員用呼吸具の再充填装置及び予備シリンダについて

- (1) SOLAS II-2章第10規則及び第18規則に規定されている予備シリンダの要件に加え、訓練に使用される呼吸具のシリンダを再充填する装置又は使用されたシリンダを交換するための適切な数の予備シリンダを船上に備えること。(なお、当該要件については2014年7月1日から適用されております。)
- (2) 「適切な数の予備シリンダ」の数量に関する新たな解釈の規定に従い、再充填する装置を備えていない場合には、SOLAS条約II-2章第10規則及び第18規則で要求される各消防員装具の呼吸具につき少なくとも1組の訓練のための予備シリンダを備えることが要求される。「1組のシリンダ」とは、呼吸具を動作させるために必要なシリンダの数をいう。
- (3) 各規則で要求される各消防員用呼吸具に対して備えなければならない予備シリンダの数量については、以下の表1を参考にすること。ただし、本船の安全管理システムにおいて当該シリンダの追加の設置が表1の数量より多く定められている場合にあっては、安全管理システムに定める数のシリンダを備えること。
なお、SOLAS条約II-2章第19規則、IGC Code、IBC Code及びIMSBC Codeで要求される呼吸具については、訓練のための予備シリンダを備えなくても差し支えない。
- (4) 2017年1月1日以降に完工する船舶は完工までに上記の要件に適合すること。
- (5) 2017年1月1日より前に完工した船舶については、2017年1月1日までに上記の要件に適合すること。(2017年1月1日以降の最初のSEの定期的検査時に弊会検査員が本船上で確認を行います。)

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNKテクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーはClassNKインターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

表 1 各消防員用呼吸具に対して要求される予備シリンダの数量

	SOLAS II-2 /Reg.10 又は Reg.18 において要求される予備シリンダ	SOLAS II-2/Reg.15 において要求される訓練用の予備シリンダ*	合計
再充填装置がない場合	2 組	1 組	3 組
再充填装置がある場合	1 組	不要	1 組

*SOLAS II-2/Reg.19、IGC Code、IBC Code 及び IMSBC Code で要求される呼吸具については不要。

2. 消防員の通信手段について

- (1) 消防員用持運び式無線通信装置を消火班につき少なくとも 2 つ備えること。また、当該装置は双方向通信を行うことができ、耐圧防爆形もしくは本質安全防爆形のものとする。
- (2) SOLAS 条約 III 章第 6 規則 2.1 及び第 6 規則 4.1 で要求されている無線通信装置を除き、その他の船上通信手段である無線通信装置については消防員用持運び式無線通信装置として兼用して差し支えない。
- (3) 消防員用持運び式無線通信装置に対する主管庁又は弊社による型式承認は要求されない。
- (4) 2014 年 7 月 1 日以降に起工する船舶については完工までに上記の要件に適合すること。
- (5) 2014 年 7 月 1 日より前に起工された船舶については、2018 年 7 月 1 日以降の最初の SE の定期的検査までに上記の要件に適合すること。(当該検査時に弊社検査員が本船上で確認を行います。)

3. 消防員装具の自蔵式圧縮呼吸具について

- (1) 自蔵式圧縮呼吸具は、シリンダ内の空気の量が 200l 以下に低下する前に使用者に対して警告を発する可聴警報及び可視装置もしくはその他の装置が備えられていること。
- (2) シリンダ内の空気の量が 200l 以下に低下する前であることを呼吸具の使用者が確認できる圧力指示器は、圧力指示器用の補助照明の有無にかかわらず、「可視装置」とみなして差し支えない。
- (3) 2014 年 7 月 1 日以降に起工する船舶については完工までに上記の要件に適合すること。
- (4) 2014 年 7 月 1 日より前に起工された船舶については、2019 年 7 月 1 日までに上記の要件に適合すること。(2019 年 7 月 1 日以降の最初の SE の定期的検査時に弊社検査員が本船上で確認を行います。)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 材料艙装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp